

平成22年洞爺湖町教育委員会第5回臨時会会議録

日 時	平成22年8月25日(水) 15:10より
場 所	役場303会議室
出席委員	委員 長 蓮 井 勇 委員 長 職務代理者 福 島 浩 二 委 員 岩 原 義 美 委 員 富 山 隆 介 教 育 長 網 嶋 勉
欠席委員	委 員 増 山 和 世
説 明 員	管理課長 遠 藤 秀 男 社会教育課長 木 村 省 平 学校給食センター長 佐 藤 正 社会教育課主幹 大 森 康 弘
会議録調整者	管理課学校教育グループ主査 尾 崎 文 郎
傍 聴 者	1名
日 程 第 1 【開会宣言】	蓮井委員長 開会を宣言する。(15:10)
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	蓮井委員長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【諸般の報告】	網嶋教育長 7月30日～8月25日までの諸般の報告。 7/30～8/2 ふるさと・ふれあいフレンドリーツアー 8 / 2 胆振管内校長会教育研究大会 8 / 3 洞爺湖町子育てセミナー開講式 8/4～6 箱根町中学生親善訪問使節団来町 8 / 4 虻田戦没者追悼式 8 / 6 故高橋秋男氏(元洞爺村教育長)叙位伝達 8 / 11 就学指導委員会 8 / 13 酪農学園大学への旧成香小学校施設引渡しセレモニー 8/21～22 縄文都市連絡協議会総会及び縄文シティサミット in ふくしま

8 / 2 2 洞爺国際交流協会設立20周年記念式典

8 / 2 3 定例校長会

蓮井委員長

7月30日から8月25日までの諸般の報告でございました。

質問等ございませんでしょうか。

《特に無し》

諸般の報告については、以上で終わります。

日 程 第 4

【 報 告 事 項 】

・ 報告第11号

次に報告第11号に移ります。

遠藤管理課長

報告第11号、特別支援学級の設置について、公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条及び第5条の規定に基づき、洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校の学級編制について北海道教育委員会の同意を得て、特別支援学級を開設したので報告いたします。

洞爺湖温泉小学校は現在、55名の児童が在籍しております。1年生8名、2年生13名、3年生4年生が複式ということで13名、5年生が10名で6年生が12名ということでございます。

対象児童は1名で、障害区分は情緒障害です。

教室については、空き教室が2つありますし、備品については、今特別に新たな物が必要ではないということで、既存の物で進めて行くという考え方でございます。

以上でございます。

蓮井委員長

指導する教員は、特別支援教育の資格を持っている方ですか。

遠藤管理課長

資格は持っておりません。

蓮井委員長

できれば、専門の知識を持った人が、この子の障害の程度をきちっと押さえて、それに相応しいカリキュラムを組み立ててやっていくことは絶対条件であると思いますから。今回専門の方ではないけれども、施設設備、指導の教官も確保できたということで、このスタートは、喜んで良いのかなと思っています。

各委員さんからご意見がございましたらお願いいたします。

福島委員長職務代理者

この児童の症状は最近悪化したのですか。

遠藤管理課長

小学校入学時に知能検査を行うのですが、その時はボーダーライン上でし

たので、当時の就学指導委員会にはかかっていませんでした。ただいろんな条件が重なってきて、問題行動が目立つようになってきました。

福島委員長職務代理者

そういった子供が、授業中に教室から出てしまうということがあると聞きましたので、平常な子どもが正常な教育を受けられるのか矛盾点がありますが、保護者は平常な子供たちと学ばせたいということが強いので、その辺も難しいのかなと思います。

蓮井委員長

保護者の方の中には、その障害の程度が極端に悪くなければ、出来れば普通学級で一般児童と共に同じように学校生活を送らせてあげたいと、そういうふうに思っています。それは当然だと思いますし、そういう方向にあって良いと思いますけれど、逆にそういう子が普通学級にいると障害のない他の子供達は、大変な思いをしたり、あるいは先生がその子にかかりきりになってしまうと、普通の子たちは遅れてしまうことになる。

そういう子供が学校・学級にいるときに、そういう子供を支えていく、そうすることが他の子供たちに、一つの学習として、あるいは社会性を持つということで良い環境が作れるのではないかということが、確かにあるのですけれど、それは非常に上手く行っている場合のケースで、ですから新聞等はあえて取り上げて報道する訳で、往々にしてこれが難しい場面になってくることが多いので、特に本町の場合には、こういう子供たちの率が多いですね。これらについては、特別支援学級に入るのか、普通学級に入るのかどちらが良いかは軽々に決められないことをございますので、その辺については就学指導委員会のきちとした判定、そして保護者との十分な話し合いを基にしながら行政がきちり判断していくということになっていくのだろうと思うところでございます。子供たちの将来がかかっていることをございますので、非常に慎重に取り組まなければなりません。今回の場合には保護者の意向どおりに事が進められたということで、私達行政の動きとしても、間違いのない方向であったと考えておりますが、こういうことでよろしいでしょうか。

《特に意見無し》

先生について、最高の先生と言って良いかどうか、その資格を持っていないとすると、その先生にも十分勉強していただかなくてはならない部分もあるのだろうと思います。

遠藤管理課長

昨日、学校長とその先生がみえまして、学校としては、特別支援学級を分離してそこだけを独立させるのではなくて、保護者を含めて、校長や教頭、3・4年生の担任などしっかりとチームを組んで進めていこうということで、科目によっては普通学級といっしょに授業を受けるといようなかたちでやっていきたいということでした。

蓮井委員長

通級のようなかたちをとりながらですが、これは難しく、それだけに学校

日程第 5
【議決事項】

- ・議案第 26 号
- ・議案第 27 号

はもちろん、我々行政も慎重に対応していかなければ、この子達の将来に禍根を残すようなことは絶対にしてはならないと思いますので、学校と連絡を密にしながら、今後に指導のあり方を考えていかなければならないと思います。特別な教育課程は編成しないということですが、確かにそういうこともあるかもしれませんが、特別支援学級である場合にはやはりそれなりの指導計画が必要ですから、それなりの教育課程というのは持たなくてはならないだろうと思っていますので、今後、我々行政の方から学校に指導、あるいは協力というかたちで臨んでいくことになると思います。

この件についてはよろしいでしょうか。

《特に意見無し》

では、そのように進めて行くようお願いいたします。

続きまして、議案第 26 号の洞爺湖町社会教育施設条例の一部改正についてでございますが、議案第 27 号の条例施行規則の一部改正と関連がありますので、26 号、27 号続けてご説明をお願いしたいと思います。

木村社会教育課長

先ず、議案第 26 号、洞爺湖町社会教育施設条例の一部改正でございます。

平成 22 年第 3 回町議会定例会の議案「洞爺湖町社会教育施設条例の一部改正」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、洞爺湖町長から意見を求められたので、これを承認する議決を求めるものでございます。

《別冊の新旧対照表で説明》

主な改正内容

- ・町民の無料化の廃止
- ・条文の整理
- ・母と子の館は、小・中・高校生は無料
- ・備品使用料は 1 日単位に変更
- ・暖房料は 1 時間単位に変更 他

続きまして、議案第 27 号、洞爺湖町社会教育施設条例施行規則の一部改正について、新旧対照表にてご説明いたします。

《別冊の新旧対照表で説明》

主な改正内容

- ・条例の改正に併せて条文・様式の整理
- ・使用料減免要件の細分化

以上です。

蓮井委員長

社会教育施設等は、町民の文化レベルの向上に資する施設ですので、使用料を徴収するのは忸怩たる思いがありまして、又、細かく設定されていますが、果たしてこれが適当であるのかどうか、軽々には設定できないと思いますが。

ご質問をお受けしたいと思います。

年度当初は10月からと聞いていましたが、来年の1月1日からの施行となった理由はなんですか。

木村社会教育課長

行財政改革の一環として、公共施設料金の見直しということを示されまして、年度当初から条例改正に向けて進めていたのですが、社会教育施設と体育施設以外に町の公共施設がございまして、そちらの方との整合性を取らないといけないということで、それとまた町民に対する周知を徹底しないといけないということで、本来6月提案だったものを9月にということになりました。この1月1日の施行につきましても、条例改正を提案して、それ以降新たに町民の方々に内容について周知するというを含めて1月1日までの期間をおいたということでございます。

蓮井委員長

巷から聞こえてくる話しを耳にしますと、活動がし難くなるという話しがあって、これは大変なことだなと思いますが、一方で、そういった施設の維持管理をするために、最低限の負担は止むを得ないという声もあって難しい問題だと思っております。

例えば、洞爺総合センターにピアノがありますが、この調律について、使用する団体が調律することになっていますが、そのピアノは複数の団体が使用します。複数の団体が使用するピアノの調律の一つの団体だけにさせるというのはいかがなものでしょうか。

木村社会教育課長

従前もそうでしたし、今後そうなると思いますが、町では年1回の調律を実施しておりますが、利用する団体によって調律の基準も違うということで、それをやっていると、調律に係る費用が相当な額になるということもありまして、一般的な基準の調律については、町で負担しようということで、それ以外については使用する団体で持っていただくということで考えました。

蓮井委員長

備品等使用料の備考で、「ホールのピアノ調律が必要な場合は、当該施設が指定する調律師により行うものとし、その経費は利用者負担とする。」と書かれますと、町の方は一切関わらないというふうに思われますので、先程の説明のように、年1回の基本的な調律は町で実施しますが、使用する団体が必要がある場合には、その団体の判断で費用を負担し実施してもらおうということですね。

そのようなことがいくつかあるように思うのですが、例えば各団体が

利用する場合に、週6時間を超えた場合にはスポーツ少年団といえども無料には該当しない訳ですよね。これらは、現在使用している各団体の実態調査をされて、この時間が妥当と判断されたのですか。

木村社会教育課長

はい、今回の条例改正前に使用団体の利用時間等を調査したなかで、少年団、それから中学校・高校の部活動で使っているなかでは週6時間が上限で使われているのが現状です。

蓮井委員長

他市町の有料化の状況はどうですか。

木村社会教育課長

近隣を調べますと、洞爺湖町だけが有料化をしていません。

蓮井委員長

金額についても、他の市町並みということでしょうか。

木村社会教育課長

ほとんど他の市町と同じレベルです。

蓮井委員長

他の市町での、利用者からの意見というのはどうでしょうか。

鈴木社会教育課主幹

有料の部分での他の市町からの意見ですが、豊浦町では小・中学生有料ということで徴収していたのですが、やはり子供たちが利用しなくなったということで、今は小・中学生無料にしているそうです。そういった話しを参考に、無料という判断をさせていただきました。

各施設ごとですが、例えば洞爺湖文化センターですが、営利を目的としている場合の大ホールの使用料は14万円ですが、伊達市のカルチャーセンター大ホールは9万円なのですが、会場使用だけで、マイク1本いくら、パーテーションいくらというかたちで、施設によって料金体系が違います。営利を目的としている部分では、近隣市町と同程度になると考えております。町内の社会教育団体や体育団体には金額を抑えた料金を設定させていただきました。各団体のお話しを聞いたなかでは、燃料費が高いのではないかとのご意見がありまして、改めて一般家庭の灯油消費量を聞くなどして、当初より下げて設定して、今回提案をしております。

蓮井委員長

有料化が全て団体活動の低下につながるというようには考えておりません。これによって、施設や備品をきちっと使用する考えが生まれてくるだろうと思います。

しかし一方では使えなくなってしまう方もおり、活動が鈍る恐れもありますので、慎重に考えていかななくてはならないと思います。

岩原委員

参考までにお聞きしますが、学校開放についてはどのように考えておりますか。

木村社会教育課長

学校開放につきましては、学校施設という条件もありまして、使用料を同等に取るべきなのかどうかというのは、今協議しております。近隣市町の徴収方法等を調査し検討して後日提案ということになると思います。この部分だけ無料ということになれば、体育施設等を使っていた団体が流れてくることも考えられますので、そういったことを避ける意味でも、同等の金額を徴収する方向で考えたいと思っております。

蓮井委員長

富山委員さんいかがでしょうか。

富山委員

言葉の問題になるかもしれませんが、暖房の期間を決めた方が良いのかどうか、例えば、11月30日から4月30日となっておりますが、使わないこともあるかもしれません。そういう場合はどうなるのかということと、使用料の納付方法は後日納付になるのか、それとも申込みをした段階で支払をするのか、その2点についてお願いします。

木村社会教育課長

期間については、この条例に載っている期間でと考えています。

富山委員

使用しなくても、料金が掛かるということですね。

木村社会教育課長

はい。それから、利用につきましては、先ず定期利用団体から一括で申請を上げていただいて、使用許可を出す3ヶ月ごとに納付書を発行して納入していただくと考えております。

定期利用以外は使用申請があった時点で納付書を発行します。

蓮井委員長

高齢者が月1回程度集まるような場合でも、使用料が掛かるのですが、減免規定はありますか。

鈴木社会教育課主幹

高齢者が要件の減免規定はありません。

ただ、洞爺総合センターは、集会所的な機能もありますので、自治会活動や老人クラブ活動は免除としております。

蓮井委員長

この料金を徴収することによって、どの位町の負担が軽減されますか。

木村社会教育課長

概算ですが、社会教育施設と体育施設を合わせて、年間約200万円位の収入になると思われます。

福島委員長職務代理者

この位の金額は止むを得ないのかなと思います。問題があれば、近隣市町の状況も見ながら再度検討協議するという事で良いのではないのでしょうか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 28 号 ・ 議案第 29 号 	<p>蓮井委員長</p> <p>これは初めて実施することですので、運用において今後色々な問題が出てくるでしょうから、柔軟に対応していただき、住民の社会教育活動や体育活動が停滞しないようにしていただきたいと思います。</p> <p>岩原委員</p> <p>本当は無料で自由に使っていただければと思いますが、施設の維持費も掛かりますし、利用者の人数で割れば、一人当たりの負担はそう重くならない額だと思います。ただ、今まで無料でしたので、その辺の反発のようなことがあるかもしれませんので、十分理解してもらえようように説明をしていただきたいと思います。それから、暖房料は期間を決めて徴収するのは良い方法だと私は思います。というのは、使った場合だけ徴収するというのであれば、使用したのに報告しない団体も出かねず、信頼関係が損なわれることも考えられますので、その期間は一律徴収の方が良い気がします。</p> <p>蓮井委員長</p> <p>富山委員さんいかがですか。</p> <p>富山委員</p> <p>始めのうちは確かに抵抗があると思いますが、利用者が使いやすい方法を模索したり、また、利用料と取るということは、施設の管理を今まで以上にしっかりしないといけないという責任も出てきますので、そこら辺を良く考えてやっていただければ、今の時代の情勢としては問題が無いのではと思います。</p> <p>蓮井委員長</p> <p>財政が逼迫しているので徴収するというのではなく、公共施設を利用するうえでは一定程度の責任があるのだという意識を高めることとなると考えます。</p> <p>近隣市町の状況や住民の声を大事にしながら、柔軟に対応していくということで、よろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>それでは、議案第 26 号・27 号は原案どおり承認されたと確認します。</p> <p>次に議案第 28 号と 29 号も関連がありますので、併せて説明をお願いします。</p> <p>木村社会教育課長</p> <p>議案第 28 号洞爺湖町体育施設条例の一部改正についてと、議案第 29 号洞爺湖町体育施設条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。</p> <p>先程の議案第 26 号と同様に条例改正につきましては、町の方から意見を求められていることから、今回承認する議決を求めるということで提案させていただいております。</p> <p>この条例及び施行規則についても、別冊の新旧対照表で説明させていただきます。</p>
--	--

先程説明しました社会教育施設条例と、ほとんど変わらない改正となっております。

《別冊の新旧対照表で説明》

主な改正内容

- ・町民の無料化の廃止
- ・条文の整理
- ・あぶた体育館・洞爺湖町プールは、小・中学生は無料
- ・備品使用料は1日単位に変更
- ・暖房料は1時間単位に変更 他

続きまして、議案第29条、洞爺湖町体育施設条例施行規則の一部改正について、新旧対照表にてご説明いたします。

《別冊の新旧対照表で説明》

主な改正内容

- ・条例の改正に併せて条文・様式の整理
- ・使用料減免要件の細分化
- ・町内の小・中学校及び町立高校のスポーツクラブ、スポーツ少年団については、週6時間以内は10割減額。

以上です。

蓮井委員長

体育施設に関することですが、質問ございますか。

福島委員長職務代理者

平成23年1月1日から施行となっておりますが、どのように町民に説明するのですか。

木村社会教育課長

この改正案につきましては、定期利用団体には今年の2月に案を説明しております。他の町民の方々には6月に集会所の使用料の説明会がございまして、その時に併せて説明しているところでもありますけれども、9月改正して施行は1月1日ですので、その3ヶ月の間に町民の方に周知する機会を設けたいと思っております。

それから、4月以降ですけれども、料金について見直しをしますという文書を、各施設において利用者に見ていただくようにしています。

福島委員長職務代理者

少しでも早く、町民に説明をしていただきたいと思います。

蓮井委員長

第6条第1項の2号に規定されているのは、どのような団体を想定していますか。

木村社会教育課長

集会場の方は条例ができており、使用料が設定されておりますので、それと整合性を取るということで、住民課と協議したなかで、公共団体・公共の団体・社会教育関係団体・福祉関係団体・町づくり活動団体・産業関係団体というような区分けで5割減免する。後は社会教育関係団体では社会教育課が関係団体として認めた場合については5割減免する。福祉関係団体では健康福祉課が認めた場合は5割減額するというような整理をします。また、全部網羅されているかどうかわかりませんが、住民課との話し合いの中では、ある程度の団体も名簿として出して、公共的団体としています。

蓮井委員長

町内にあるその様な団体は、何百もある訳ではないので、そういう団体等についてというような曖昧模糊とした表現ではなく、団体を指定してしまった方が混乱しないと思いますが、それを行うのは難しいでしょうか。

木村社会教育課長

住民課と協議し、整理して提示できるようにしたいと考えております。

蓮井委員長

体育活動を通して、青少年の健全育成に取り組んでいる団体等もございますので、この規定を当てはめて有料ですというのは、いささか躊躇いもありますが、先程の社会教育施設と同じように、そういう施設を通してこの活動をすることで、子供を育てているのだという意識を関係する人に持ってもらうということで取り組む。併せて、果たしてこの料金が妥当なのかということも、今後の運営の中で、見直しが必要な場合は見直していく。それだけに関係団体の皆さんの意見も丁寧に聞き取っていく必要があるのだらうと思います。

岩原委員

施設備品の補充であるとか、料金を取る以上きちっと管理して欲しいと思います。

木村社会教育課長

(備品の損傷について)故意でない限りは、消耗ということで、今後いただく料金から還元していく考えです。

岩原委員

そういったこともありますが、料金を取るだけで備品の補充がお粗末では、苦情が出かねませんので、その辺はしっかりしていただきたいと思います。

木村社会教育課長

レベルの高い整備までは難しいのですが、社会教育施設につきましても体育施設につきましても、修繕や備品補充は十分にしていきたいと考えています。

蓮井委員長

総合センターでゲートボールを行っている高齢者の方も料金が掛かるということで、福祉的な発想で、高齢者はなるべく外に出てもらおうことを推奨している一方で、それを閉ざすというような方向に行くような気がしまして、

<p>日程第6 【その他】</p> <p>日程第7 【閉会】</p>	<p>財政状況等との狭間で、我々はどう判断していけばよいか難しい問題です。 他、ございますか。</p> <p>富山委員 社会教育関係以外の施設での使用料の動きについてはどうなっていますか。</p> <p>木村社会教育課長 集会所の使用料については従前からありますが、減免規定がありませんでした。今回、この社会教育施設条例と体育施設条例の改正に併せて、集会所の減免規定を同じように整理することで進んでいます。</p> <p>蓮井委員長 皆様のご意見をお聞きしますと、先程の社会教育施設の時と同じような判断をしているのかなと考えます。これもやはり町民の体育活動が衰退することが無いようにしなければならない。その為には、十分な説明を尽くして理解をいただき、町民の一人として町の財政を考えていたくということも必要なのではないのでしょうか。 体育施設に関しても、この原案どおりでよろしいでしょうか。 《異議無し》 この委員会として、沢山の意見を述べさせてもらいましたけれど、十分尊重していただきまして、実施に向けて進めていただきたいと思います。 議案第28号・29号は原案どおり承認されました。</p> <p>日程第6のその他について、何かございますか。 《特に無し》</p> <p>それでは、第5回臨時会を終了いたします。 (16:55)</p>
--	---